

国税庁の
方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」、「パラダイス文書」の公開やBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの進展などにより、国際的な租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。
⇒ 国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく

情報リソースの充実

〔国外送金等調書の活用〕
100万円超の国外への送金及び国外からの受金の把握

〔国外財産調書の活用〕
5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）の把握

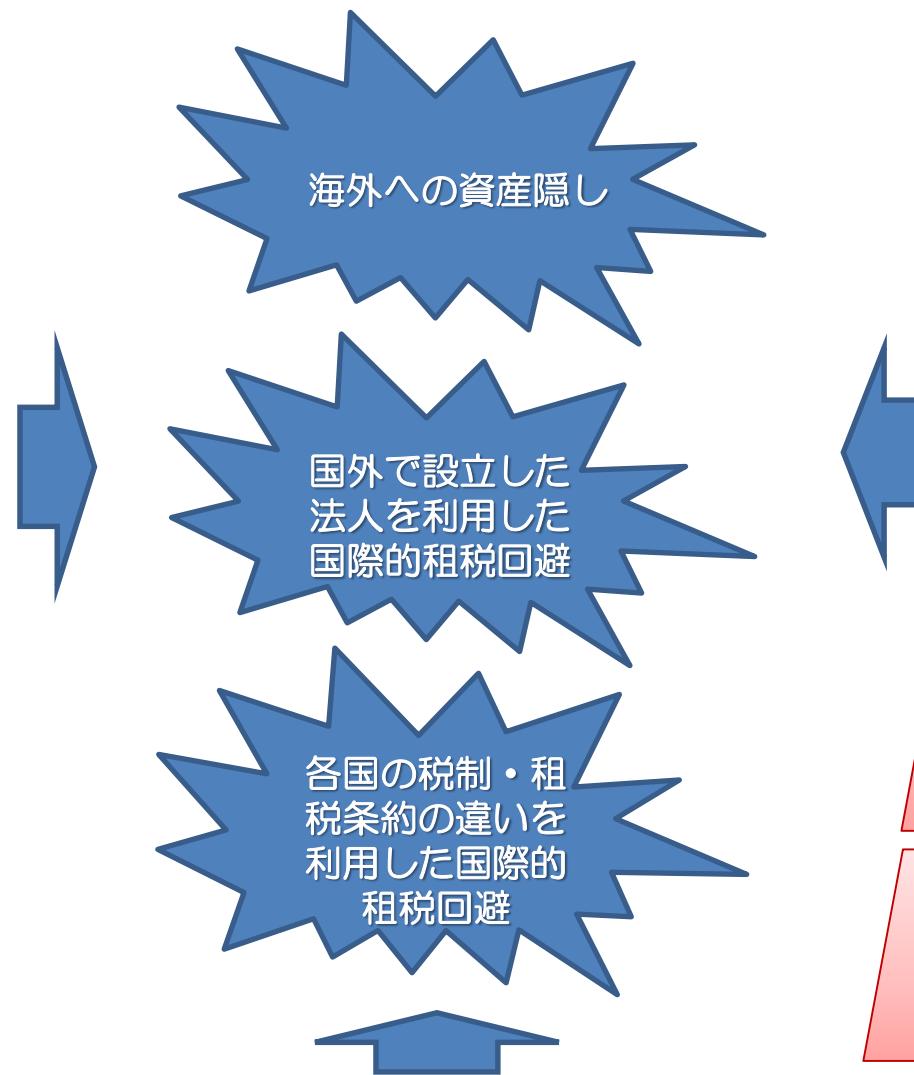
〔財産債務調書の活用〕
3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等の把握（所得2,000万円超の者）

〔租税条約等に基づく情報交換〕
取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報の収集

〔CRS^(注1)による金融口座情報の自動的交換〕
海外の金融口座情報（預金残高等）の収集（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

〔多国籍企業情報の報告制度の創設〕
多国籍企業のグループ情報の収集（平成30（2018）年9月までに初回の交換）

富裕層・海外取引のある企業



調査マンパワーの充実

〔国税庁国際課税企画官〕
・国際課税の司令塔として国税庁に国際課税企画官を設置（平成29（2017）年度）

〔重点管理富裕層PT〕
・全国税局に重点管理富裕層PTを設置（平成29（2017）年度）
・富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の管理及び調査企画

〔国税局統括国税実査官（国際担当）
・国際調査課〕
・国際的租税回避行為に係る資料の収集・分析、調査企画
・複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

〔国税局・税務署国際税務専門官〕
・国際的な課税上の問題がある事案の発掘、積極的な調査の実施

〔国際課税関係の体制整備〕
（平成30（2018）年度要求中）
・国税局・税務署の国際税務専門官等の増員を要求

（注1）CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略
（注2）BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

グローバルネットワークの強化

〔徴収共助制度の活用〕
租税条約締約国にある財産についての相手国の税務当局への徴収の要請

〔租税条約等に基づく情報交換〕
〔CRSによる金融口座情報の自動的交換〕

〔相互協議の促進〕
国際的な二重課税問題の解決

〔国際的な枠組みへの参画〕
BEPS^(注2)や税の透明性に関する国際的な議論への対応

1. 情報リソースの充実

(1) 国外送金等調書の活用

- 国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、金融機関が送金者及び受領者の氏名、取引金額及び取引年月日等を記載・提出

(2) 国外財産調書及び財産債務調書の活用

①国外財産調書

- 5,000万円超の国外財産（預金、有価証券や不動産等）を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（平成26（2014）年1月施行）
- 正当な理由がない不提出や虚偽記載には罰則適用（平成27（2015）年1月以降提出分）

②財産債務調書

- 所得金額2,000万円超、かつ、3億円以上の財産（預金、有価証券や不動産等）又は1億円以上の有価証券等を有する者が財産の種類及び価額等を記載・提出（平成28（2016）年1月施行）

○所得税等の申告漏れがあった場合、

- i. 各調書に記載がある部分については、過少申告加算税等を5%軽減（所得税・相続税）
- ii. 各調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少申告加算税等を5%加重（所得税）

⇒各調書の未提出者等について、国税庁HP等による制度の周知や文書照会等を適切に実施

(3) 租税条約等に基づく情報交換

- 取引の実態、配当や不動産所得等に関する情報を外国税務当局と交換
- 3類型による情報交換（①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換）
- 租税条約等のネットワークの拡大

【参考】租税条約等の数 70 〈123カ国・地域〉（平成29（2017）年11月現在）

1. 情報リソースの充実

(4) CRSによる金融口座情報の自動的交換

- 非居住者の金融口座情報を自動的に外国税務当局と交換。オフショア金融センターを含む102カ国・地域で実施予定（平成29（2017）年11月現在）
- 平成30（2018）年9月までに外国との初回の情報交換を開始し、以降毎年1回情報交換

(5) 多国籍企業情報の報告制度の創設

- 総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループが国別報告事項等を提供（平成28（2016）年4月施行）
- 平成28（2016）年4月以降、各国税局における移転価格又は国際課税の担当者が、企業や税理士からの質疑に対応
- 平成30（2018）年9月までに外国との初回の情報交換を開始し、以降毎年情報交換

2. 調査マンパワーの充実

(1) 国税庁国際課税企画官

- 国際課税の司令塔（国際課税に関する対応策の検討、指導及び監督）を担う国税庁国際課税企画官の設置（平成29（2017）年7月）

(2) 重点管理富裕層PTの設置・拡大

- 東京、大阪、名古屋国税局にPTを設置し、平成29（2017）年7月、全国的な実施体制に拡大
- 富裕層のうち、特に多額の資産を有していると認められる者を関係個人・法人と一体的に管理
- 調査必要度に応じた情報収集、国際課税に関する観点や複数税目の解明のための調査事案の企画

(3) 国税局統括国税実査官（国際担当）・国際調査課

- 国際的租税回避事案に関する資料情報の収集・分析及び調査事案の企画
- 複雑な海外取引に係る調査手法の研究・開発

(4) 国税局・税務署国際税務専門官

- 国際的な課税上の問題がある事案を発掘するとともに、積極的に調査を実施
- 税務職員全体の海外取引調査に係る能力の向上のため、OJT研修を実施

(5) 国際課税関係の体制整備

- 国税局・税務署の国際税務専門官等の増員を要求（平成30（2018）年度要求中）

3. グローバルネットワークの強化

(1) 租税条約等に基づく情報交換 【1.(3)再掲】

(2) CRSによる金融口座情報の自動的交換 【1.(4)再掲】

(3) 国際的な枠組みへの参画

- G20/OECDのBEPSプロジェクトにおいて、電子経済の発展や国際的な租税回避に対処するための様々な勧告
- 日本は「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(BEPS防止措置実施条約)に署名(平成29(2017)年6月)
- 国内における法整備等(例: 国外事業者が国境を越えて行う電子書籍の配信等への消費課税や多国籍企業情報の報告制度)を受けて、制度の周知・広報等に的確に対応
- 国際的な租税回避等の各国共通の課題について各国が情報を共有し協働をすることを目的とした税務当局間のネットワークであるJITSIC^(注)など、OECD等における取組への積極的な参画

(4) 徴収共助制度の活用

- 租税条約の締約国に滞納者の財産の保有が認められる場合、相手国の税務当局に徴収を要請
- 【参考】徴収共助要請が可能な国・地域 52カ国・地域 (平成29(2017)年11月現在)
- 国税局徴収部に国際税務専門官を新設し、体制を拡充(東京・大阪)

(5) 相互協議の促進

- 国際的な二重課税問題の解決のため相互協議を実施
- 機動的かつ円滑な協議実施のため体制を充実
- OECD等の多国間の枠組みを通じて、協議相手国のモニタリングを実施

(注) JITSIC・・・Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration,
情報共有と協働のための国際合同タスクフォースの略